

■ 08年度夏季一時金要求及び人事委員会勧告に対する要求

2008年5月28日

千代田区長  
石川 雅己 様

千代田区職員労働組合  
執行委員長 加藤 哲夫

2008年度の夏季一時金等に関する要求書

日頃、千代田区職員の賃金・労働条件改善に向け、ご尽力いただいている貴職に敬意を表します。

さて、本年3月6日に貴職に対する「2008年賃金・労働条件改善に関する要求書」を提出しましたが、2008年春闘における民間の賃上げ相場や一時金の引き上げ状況が確定しつつあることをふまえ、2008年夏季一時金の要求をはじめ、現時点において具体的な回答と対応が必要な事項について、あらためて要求書を提出いたします。

昨年の給与改定では、一時金について勤勉手当として0.05月の引き上げが行われましたが、給与改定の見送り、給与カーブのフラット化などが行われ、さらに技能・業務系職員の給与水準の大幅な引き下げ、退職手当の支給率の削減等が強行されました。

千代田区におけるこれまでの給与改定の見送りや削減等によって、職員の給与水準は大きく低下し続けています。住居費をはじめとした全国最高の生計費を必要とする東京圏での厳しい生活実態に置かれた私たち特別区職員にとっては、賃金の引上げや諸手当の改善は喫緊の課題であり、特に生活費補填としての役割を持つ一時金の引き上げは極めて切実な要求となっています。

既に、人事院と特別区人事委員会による本年の特別区内の民間給与実態調査が進められていますが、本年の民間賃金については、昨年を若干上回り、2001年以来の高水準となっています。しかし、2006年の勧告から公民比較方法等の見直しが行われ、その結果、本来あるべきはずの月例給及び一時金の引き上げが否定されてきています。これは、特別区人事委員会が第三者機関としての中立性や公平性を投げ捨て、「構造改革」路線に基づく公務・公共サービス切捨ての一環として公務員給与の一方的な引き下げを意図したことによるものであり、納得できるものではありません。特区連と区職労は、特別区人事委員会に対し、労働基本権制約の代償措置機関かつ職員の利益保護機関として発足した経緯を踏まえるよう訴えとともに、特別区職員生活実態のより精確な反映と特別区政に求められている人材の確保に向けて、千人以上の企業規模との比較を求めるとともに、少なく

とも100人以上に比較対象企業規模等に戻すよう要請しています。貴職におかれましても、私たちの要求事項を十分に理解され、特別区人事委員会に意見・要望を申し出ることが必要であると考えます。

以上の点をふまえ、下記の事項について、政府・総務省等による不当な干渉・介入に屈することなく、特別区の事情と条件に基づき、自主的・主体的な立場から誠意ある回答と対応を行うよう要求いたします。

## 記

### 一、2008年度夏季一時金について

1. 民間企業における支給額および支給率の増加や、支給月数の算出において公民で比較ベースが異なっている現状をふまえ、支給月数を2.5月以上とすること。
2. 加算措置について、抜本的改善を行うこと。
3. 勤勉手当を廃止し、期末手当に一本化すること。
4. 期末・勤勉手当からの除算項目および期間について改善すること。
5. 「基準日主義」を改め、勤務実績等に基づく一時金支給を行うこと。

### 二、2008年特別区人事委員会「勧告」について

1. 賃金水準の比較対象や較差算出基準の是正等について、以下のとおり特別区人事委員会に要請すること。
  - (1) 給与の公民比較にあたっては、労働組合との交渉によって賃金決定している企業及び公務の規模、性質、採用競合相手等から、比較企業規模千人以上の企業とすること。また、2006年から給与勧告において行った比較企業規模や比較対象は、政府・人事院に追随し、特別区職員の給与引き下げを目的としたものであることから、少なくとも100人以上に戻すこと。
  - (2) 地域手当については、国家公務員の勤務地間調整を目的とする制度であり、国とは異なる特別区の勤務実態や条件をふまえ、給料表額へ繰り入れる等の抜本的改善をはかること。
  - (3) 地域手当の支給を前提とした基本給引き下げを行わないこと。
  - (4) 給料表の策定にあたっては、世帯形成層及び中年層を重視し、人事院に追随した「給与カーブのフラット化」を行わず、職務へのモチベーションを確保する点

から、最高号給適用者の存在する給料表において号給の増設を行うこと。

(5) 住居手当について、特別区職員の実情を踏まえた改善にむけての「意見」を申し出ること。また、住居手当の見直しについては、慎重な対応を行うよう働きかけること。

2. 特別区における人事・給与制度のあり方については、特別区職員が公正かつ公平な行政を担うための保障としての安定的な身分と生活保障を確保することが前提であり、十分な労使協議と労使の合意が必要となることから、国の公務員制度改革の動向に追随した一方的な「意見」の表明は行わないよう、特別区人事委員会に要請すること。

3. 人事委員会勧告制度や特別区の統一交渉の機能と役割について、関係機関の一層の理解を得るよう努めること。

### 三、公務員制度改革について

公務員制度の民主的改革をはかるために、ILO勧告に沿った労働基本権の完全保障など、関係法規の改正に向けて、政府関係機関への働きかけを行うこと。

以 上